

審 第 3 2 1 6 号
答 申 第 2 9 7 号
令和5年3月17日

千葉県病院局長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年4月8日付け病経管第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第266号

令和2年2月25日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月14日付け病経管第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が令和2年1月14日付け病経管第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、別表に掲げる情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月29日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についてのもの一切。弁護士との相談だけではなく職員同士の相談も含める。復命書なども含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第23条の規定により、令和元年12月12日付け病経管第〇〇号で開示決定等の期限を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、同条に規定する相当の部分として、「復命書(〇〇年〇〇月〇〇日)」（以下「本件文書1」という。）、「打合せ結果報告(〇〇年〇〇月〇〇日)」（以下「本件文書2」という。）及び「打合せ結果報告(〇〇年〇〇月〇〇日)」（以下「本件文書3」といい、本件文書1及び本件文書2と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報をも特定し、本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和2年2月25日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年4月8日付け病経管第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。そもそも、本件決定で特定された対象個人情報を記載した行政文書を管理しているのは、千葉県病院局経営管理課（以下「経営管理課」という。）ではなく、医療安全安心推進室であるから、同室保有分を特定すべきであるし、また、訴訟の性質からして、出先機関である県立病院が全く対象個人情報を保有していないとは、到底、考えられない。

不開示部分は、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ、2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

理由附記に不備がある。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件反論の前に

経営管理課は、「弁明書副本の送付等について（送付）」において、千葉県病院局長を反論書の宛名として記載するよう審査請求人に求めた。

しかしながら、本反論書は、第一義的には、審査庁に宛てたものではなく、行政不服審査会に宛てたものであるから、「千葉県個人情報保護審議会 御中」と記載した。

イ 文書の特定

そもそも、本件決定で特定された対象個人情報を記載した行政文書を管理しているのは、経営管理課ではなく、医療安全安心推進室であるから、同室保有分を特定すべきである。

ウ 不開示箇所の不開示事由非該当性

指定代理人を出している県立病院に何らの対象文書も存在しないとは到底考えられない。

通知書における理由付記が不十分であるにもかかわらず、弁明書において通知書記載のとおりであるとし、適法といえる範囲の弁明を怠っていることから、あまりにも杜撰であり、その弁解も俄かには措信し難く、対象個人情報を記載した行政文書が他にも多く存在するとともに、不開示とされた情報は何らも不開示とすべき事由があるとは言えないというべきである。

エ 理由附記の不備の違法

本件の理由附記は、条例第21条2項及び3項の規定により要請されている理由附記の水準を満たしたものとは言えない。

したがって、通知書の理由附記において看過し得ない瑕疵があるというべきであるから、本処分は当然に取り消すべきである。

オ 結語

よって、本件決定で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

処分の取消しを求める請求についてはこれを棄却し、また、請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求める請求については、これらを却下するのが相当である。

(2) 却下を求める弁明の理由

法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求める（法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何ら処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める（法第3条及び第49条）制度である。

これを本件についてみると、審査請求人は本件審査請求で、処分庁に請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

(3) 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が、令和元年11月29日付けで条例第16条第1項の規定により、実施機関に対し、本件開示請求をしたことに対し、実施機関が本件決定をしたところ、審査請求人がこれを不服として、本件決定の取消し等を求めた事案である。

なお、本件開示請求に対しては、対象の行政文書に係る関係書類が多量であり、本件開示請求があった日から45日以内に開示決定等をするところによる業務遂行上の著しい支障を回避するため、実施機関は条例第23条の規定を適用し、①本件開示請求に係る個人情報を記録する行政文書のうち相当の部分について開示決定等をする期間を令和元年11月29日から令和2年1月14日までとし、また、②残りの個人情報を記録する行政

文書について開示決定等をする期限を令和2年3月31日とする旨の期限の特例措置をし、令和元年12月12日、審査請求人に通知した。

そして、本件決定は前記①に係る決定であり、実施機関は令和2年3月4日、前記②に係る自己情報開示決定及び同部分開示決定を行っているものである。

(4) 本件処分の内容

ア 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 対象文書の特定及び内容について

(ア) 対象文書の特定

本件開示請求は、審査請求人が原告となっている裁判全てに係る相談や協議や検討に関し作成又は取得した行政文書に係る自己情報開示請求であるが、実施機関が対象となる行政文書を探索したところ、本件開示請求に係る行政文書の一部(相当の部分)を次のとおり特定した。

- a 復命書(〇〇年〇〇月〇〇日)(本件文書1)
- b 打合せ結果報告(〇〇年〇〇月〇〇日)(本件文書2)
- c 打合せ結果報告(〇〇年〇〇月〇〇日)(本件文書3)

(イ) 対象文書の内容

- a 本件文書1は、本件開示請求に係る裁判について、県の関係者が〇〇年〇〇月〇〇日に打合せを行ったことに関し、経営管理課が同日作成した復命書である。
- b 本件文書2は、同様に、県の関係者が〇〇年〇〇月〇〇日に打合せを行ったことに関し、経営管理課が同月〇〇日に作成した報告書である。
- c 本件文書3は、同様に、県の関係者が〇〇年〇〇月〇〇日に打合せを行ったことに関し、経営管理課が同月〇〇日に作成した報告書である。

ウ 本件決定について

実施機関は、前記イのとおり本件開示請求に係る行政文書の一部を特定し、本件決定を行った。

(5) 処分の理由

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書の一部を前記(4)イ(ア)のとおり特定し、そのうち前記(4)アにより行った通知別紙2の「開示しない部分」については、条例第17条第5号並びに第6号ロ及び同号柱書に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(6) 弁明の内容

ア 審査請求人の主張

審査請求の趣旨は前記3（1）アのとおりであり、審査請求の理由は前記3（1）イのとおりである。

イ 本件決定の妥当性

（ア）対象文書の特定について

審査請求人は、前記3（1）イのとおり、実施機関による対象行政文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

しかし、実施機関は本件開示請求に係る対象行政文書を探索し、前記（4）イ（ア）のとおり対象行政文書を一部特定し本件決定を行った。前記（3）のとおり、実施機関は本件開示請求について条例第23条の規定による期限の特例措置をしているところ、前記（3）①の期間内に開示決定等を行うこととした相当の部分に係る決定が本件決定である。

よって、実施機関は条例第23条の規定にのっとり本件決定を行っており、審査請求人が主張するところの、対象文書を開示請求の適用除外又は解釈上の不存在と判断したなどという事実は存在しない。

（イ）行政文書の管理部署について

また、審査請求人は、前記（ア）の点に関連して、前期3（1）イのとおり、実施機関による対象行政文書の探索及び特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

しかし、本件開示請求に係る裁判は、その内容上、経営管理課内で、同課医療安全安心推進室以外の部署が担当部署となっているものもあるところ、同課内の事情として、訴訟に至ったがために、本来的には医療事故等の担当である医療安全安心推進室が関与・協力しているものである。

そして、文書の特定に当たっては、医療安全安心推進室が保有する分のみならず同室以外の担当部署が保有する分も十分に探索の上特定したものであり、この点で審査請求人の主張には何ら理由がない。

さらに、出先機関である県立病院分についても十分に探索をした結果であって、この点でも審査請求人の主張には何ら理由がない。

なお、審査請求人はその他縷々主張しているが、独自の見解を示すものに過ぎず、本件審査請求の趣旨を基礎付けるものではない。

したがって、対象行政文書の特定に係る審査請求人の主張には理由がない。

（ウ）対象行政文書の不開示情報該当性について

審査請求人は、前記3（1）イのとおり、本件決定で不開示とした情報は条例第17条のいずれの号にも該当しない旨、また、たとえ2

号及び3号に該当しても開示を定めた同号ただし書き全てに該当する旨主張しているものと解される。

しかし、実施機関が行った本件決定における不開示情報は、本件決定により行った通知別紙2の「開示しない理由」欄記載のとおり、いずれも条例第17条第5号並びに第6号口及び同号柱書に該当すると認められるものである。また、これらが同号ただし書きのいずれかに該当する事由も認められない。

したがって、本件決定の不開示情報該当性に係る審査請求人の主張には理由がない。

(エ) 対象行政文書の条例第19条該当性について

審査請求人は、実施機関が本件決定において不開示とした部分は、いずれも条例第19条に該当する旨主張しているものと解される。

しかし、当該主張に係る裁量的開示の請求が不適法なものであって却下されるべきであることは、前記(2)のとおりである。

(オ) 理由附記の不備について

審査請求人は、前記3(1)イのとおり、実施機関が行った本件決定の理由附記に不備がある旨主張しているものと解される。しかし、行政文書を開示しない旨の理由としては、開示請求者において、条例規定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならないとされているところ、本件決定においては、根拠となる適用条号を摘示の上、不開示とする旨を具体的に詳述しており、理由の提示(附記)としては十分なものであり、何ら不備は存在しない。

(7) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、本件決定に取り消し得るべき瑕疵は何ら認められないため、本件審査請求は棄却されるべきものである。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり本件開示請求に係る個人情報と特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じてあらためて経営管理課に文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を経営管理課において保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報と特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の行政文書について

ア 本件文書1は本件開示請求に係る裁判について、県の関係者が〇〇年〇〇月〇〇日に打合せを行ったことに関し、経営管理課が同日作成した復命書であると認められ、復命書及び別添資料1枚で構成されている。

イ 本件文書2は同様に、県の関係者が〇〇年〇〇月〇〇日に打合せを行ったことに関し、経営管理課が同月〇〇日に作成した報告書であると認められ、報告用紙及び別添資料3枚で構成されている。

ウ 本件文書3は同様に、県の関係者が〇〇年〇〇月〇〇日に打合せを行ったことに関し、経営管理課が同月〇〇日作成した報告書であると認められ、報告用紙及び別添資料158枚で構成されている。

(4) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関は、本件文書1～3で不開示とした情報について、条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

イ 不開示理由条項について

(ア) 条例第17条第5号

条例第17条第5号は、県の機関や他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等を不開示とすることについて定めたものである。

(イ) 条例第17条第6号柱書

条例第17条第6号は、実施機関の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してその不開示情報の要件を定めているものである。

同号柱書は「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について開示すべき情報から除外する旨を規定し、事務又は事業

を類型化していないしへを例示的に掲げ、これらのおそれ以外については「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

(ウ) 条例第17条第6号ロ

条例第17条第6号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定しているものである。

そして、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる争訟に係る事務において、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、争訟に係る事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する趣旨である。

ウ 復命書及び報告用紙の不開示情報について

(ア) 本件文書1の復命書の旅行先には被告訴訟代理人である弁護士の所属する法律事務所名が記載されている。また、本件文書2及び3の報告用紙の不開示部分には同法律事務所名及び復代理人弁護士の氏名並びに打合せに同席した県職員の所属名が記載されており、当該情報は不開示とされている。

(イ) 審議会で見分したところ、これらの情報のうち弁護士の所属する法律事務所名及び復代理人弁護士の氏名は訴訟の場で明かされている情報であり、また、県職員の所属名は公務員の職務に係る情報であるので、当該情報を開示したとしても、条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書には該当せず、開示が相当である。

エ 別添資料について

(ア) 本件文書1～3の別添資料には各打合せについての「表題」、「文書作成日時」、「文書作成所属名」、「1 日時」、「2 場所」、「3 出席者」、「4 概要」及び「5 内容」が記載されている。さらに、本件文書3の別添資料には「5 内容」を補足する資料が付属しており、これらは全て不開示とされている。

(イ) そのうち、「表題」、「文書作成日時」、「文書作成所属名」、「1 日時」、「2 場所」及び「3 出席者」には各打合せについての各々の情報が記載されている。審議会で見分したところ、訴訟の場で明らか

にされている情報及び各打合せに関する客観的事実を記載したものに過ぎず、当該情報を開示したとしても、条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書には該当せず、開示が相当である。

- (ウ) また、「4 概要」には各打合せの内容が簡明に記載されている。審議会で見分したところ、当該行政文書の性質上、各打合せについて、通常想定される概要を記載したものであり、当該情報を開示したとしても、条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書には該当せず、開示が相当である。

- (エ) 本件文書1の別添資料の「5 内容」の具体的に内容を記載した部分には訴訟対応の方向性についての打合せ内容が記載され、本件文書2及び本件文書3の別添資料の「5 内容」の具体的に内容を記載した部分には原告主張に対する被告反論の作成についての打合せ内容が記載されている。さらに、本件文書3の別添資料には「5 内容」を補足するための資料が付属している。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになり、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当し、同条第5号及び第6号柱書の該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

しかし、その項目名である「5 内容」を開示したとしても条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に掲げられているおそれは認められず、当該情報は条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書には該当せず、開示が相当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 4月 8日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年 3月25日	審議（令和3年度第10回第2部会）
令和4年 4月25日	審議（令和4年度第1回第2部会）
令和4年 5月30日	審議（令和4年度第2回第2部会）
令和4年 9月26日	審議（令和4年度第3回第2部会）
令和4年10月24日	審議（令和4年度第4回第2部会）
令和4年11月28日	審議（令和4年度第5回第2部会）
令和4年12月19日	審議（令和4年度第6回第2部会）
令和5年 1月30日	審議（令和4年度第7回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長

別表

行政文書	文書名	開示すべき情報
本件文書 1	復命書（〇〇年 〇〇月〇〇日）	旅行先
		打合内容報告書のうち「表題」「文書作成日時」「文書作成所属名」「1 日時」「2 場所」「3 出席者」「4 概要」及び「5 内容」の項目名
本件文書 2	打合せ結果報告（〇〇年〇〇月 〇〇日）	報告内容のうち律事務所名及び復代理人弁護士の名並びに打合せに同席した県職員の所属名
		打合内容報告書のうち「表題」「文書作成日時」「文書作成所属名」「1 日時」「2 場所」「3 出席者」「4 概要」及び「5 内容」の項目名
本件文書 3	打合せ結果報告（〇〇年〇〇月 〇〇日）	報告内容のうち律事務所名及び復代理人弁護士の名並びに打合せに同席した県職員の所属名
		打合内容報告書のうち「表題」「文書作成日時」「文書作成所属名」「1 日時」「2 場所」「3 出席者」「4 概要」及び「5 内容」の項目名